

学校法人埼玉医科大学利益相反（COI）マネジメントポリシー

（令和5年3月25日制定）

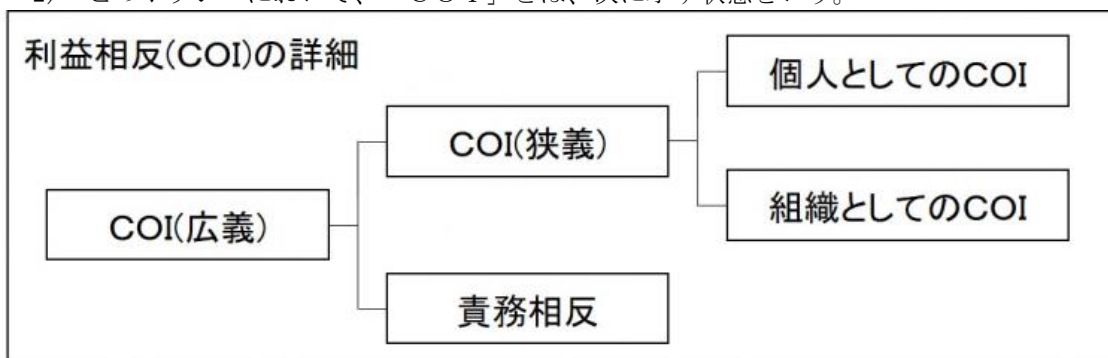
1. 目的

学校法人埼玉医科大学(以下「法人」という。)の設置する大学等(以下「本学等」という。)は、専門的な知識と技能及び高い倫理性を身につけた実地臨床医家並びに保健医療技術者を育成することを目的とし、更に進んで新しい医学及び関連諸科学の研究並びに保健医療技術の向上に寄与することによって、広く人類の健康と福祉に貢献することを使命としている。

教職員等による研究、教育、医療に係る活動や、研究成果を社会に還元する活動(ベンチャー企業の役員等への就任、本学発ベンチャー企業や特定非営利活動法人(NPO法人)の設立・運営その他の産学官連携活動)等の過程で、学問の探求や独自性の阻害、学生の教育機会が狭められること等が生じないよう最大限配慮されなければならない。学校法人埼玉医科大学利益相反マネジメントポリシーの制定の目的は、その活動に伴って発生し得る利益相反(Conflict of Interest。以下「COI」という。)に関し、社会への説明責任を果たし、大学としての研究インテグリティを確保し、維持するとともに、教職員等が安心してその活動に取り組める環境を整備することにある。

2. 定義

- このポリシーにおいて、「教職員等」とは、教職員(特任・客員教員及び非常勤の教職員を含む。)及び研究等を行うために所定の手続を経て受入れを許可された者(外部機関に所属する共同研究員を除く。)をいう。
- このポリシーにおいて、「COI」とは、次に示す状態をいう。



- 「広義のCOI」とは、狭義のCOIと責務相反の双方を含む概念をいう。
- 「狭義のCOI」とは、教職員等個人又は本学等が産学官連携活動等に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式取得等)と、教育・研究を行う本学等における責任が衝突・相反している状態をいい、個人としてのCOIと組織としてのCOIからなる。
 - 「個人としてのCOI」とは、産学官連携活動等に伴う経済的な利益関係等によって、研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない状態をいう。

- ② 「組織としてのCOI」とは、本学等が組織としての産学官連携活動等により得た利益又はそれに伴う責務と、本学等の社会的責任が相反している、又は相反しているのではないかと第三者から懸念が表明されかねない状態をいう。
- (3) 「責務相反」とは、兼業等の活動によって複数の職務遂行責任が生じることにより、本務を怠っている、又は本務より個人的な利益を優先させている状態又はそのような状態にあると第三者から懸念が表明されかねない状態をいう。
- なお、狭義のCOIと責務相反については、どちらも組織における責任の遂行が問題となる点は同じであるが、その要因が「企業等から得る利益」である場合には狭義のCOI、「企業等に対して負う責任(責務)」である場合には責務相反とする。

3. 利益相反(COI)マネジメントの基本方針

- 本学等及び教職員等が、産学官連携活動等において付随的に発生し得るCOIに関して、透明性確保の観点から次に掲げる基本的な方針に沿って行動する。
- (1) 本学等は、その使命に基づき、新しい医学及び関連諸科学の研究並びに保健医療技術の向上に寄与し、その成果を社会に還元し、社会貢献をするために積極的に産学官連携を進める。
- (2) 産学官連携の過程で付随的に生じ得るCOIを未然に防止し、生じたCOIについては影響を最小限にとどめるために、利益相反(COI)マネジメント体制を整備する。
- (3) 適切なマネジメントと情報開示により産学官連携の透明性を確保する。また、社会への説明責任を本学等が負うことを明確にすることにより、本学等に対する社会からの信頼を維持する。
- (4) 本学等は、連携する機関に対しても利益相反(COI)マネジメントの理解と協力を求め、相互の社会的信頼を喪失しないよう、COIに関する状況を注視し、適切に対応する。
- (5) 本学等の利益相反(COI)マネジメントは、教職員等の産学官連携活動を制約するものではなく、教職員等の自主性を最大限尊重するものである。同時に本学等の健全性の確保と、教職員等が安心して産学官連携に取り組める環境を整備するためのものである。

4. 利益相反(COI)マネジメントポリシーの見直し・改訂について

- 1) このポリシーは、社会通念の変化、法令の改正、関係各省から発出される指針や指導に従って適宜改訂する。
- 2) このポリシーを改訂し、又は廃止しようとする場合は、埼玉医科大学COI管理委員会で審議し、学校法人埼玉医科大学諸規程管理規程(平成10年5月23日制定)に定める手続を経て理事会の決議により行うものとする。

5. その他

このポリシーに定めるもののほか、COIに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

このポリシーは、令和5年3月25日から施行する。なお、このポリシーの制定に伴い、埼玉医科大学利益相反マネジメントポリシー(平成21年4月1日制定)を廃止するものとする。